

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成27年 5月29日

島根県企業局西部事務所長 堀内 勉

1 入札に付する事項

(1) 業務名

江津浄水場緩速ろ過池廃砂運搬業務委託

(2) 業務の内容

入札説明書のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日の翌日から平成27年10月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3又は第14条の3の2第1項の規定に基づく不利益処分を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による、汚泥の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
- (8) 浜田保健所管内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (9) 江津浄水場緩速ろ過池廃砂運搬業務委託仕様書特記事項で求める運搬能力を満足する者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (11) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
島根県江津市松川町上河戸703

島根県企業局西部事務所 管理課 電話：0855-57-0221

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から平成27年 6月12日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

4 契約条項を示す日時及び場所

前項の入札説明書の交付期間において交付場所において提示する。

5 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成27年 6月12日（金）17時まで

(2) 提出先：上記3(1)と同じ

6 入札の日時及び場所

(1) 日時：平成27年 6月17日（水）13時30分から

(2) 場所：島根県江津市松川町上河戸703 島根県企業局西部事務所 会議室

7 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の効力

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法の制限

郵便、電報、ファクシミリ、電話、電子メールによる入札は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。

ウ 運搬する砂の成分分析の結果しだいでは、契約しない場合があります。